

愛知県立高等学校学則の一部改正について

このことについて、愛知県立高等学校学則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和5年3月23日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、あいち県民の日条例の施行に伴い、授業を行わない日を追加するため、また、愛知県立学校条例の一部改正等に伴い、課程及び学科を廃止するため、所要の改正をする必要があるからである。

愛知県立高等学校学則の一部改正の概要

1 改正の理由及び内容

(1) 休業日の追加

あいち県民の日条例の施行に伴い、11月21日から同月27日において愛知県教育委員会が定める日を授業を行わない日に追加する。

(2) 課程の廃止

令和5年2月議会において、愛知県立旭丘高等学校及び愛知県立瑞陵高等学校の定時制課程を廃止する条例改正案が議決されたことに伴い、規則においても同様の改正を行う。

(3) 学科の廃止

令和4年度から募集を停止している愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科の産業システム科及び先端技術システム科について、在籍者が今年度末に卒業見込みとなったため、当該学科を廃止する。

2 施行期日

令和5年4月1日

愛知県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立高等学校学則の一部を改正する規則

愛知県立高等学校学則（昭和二十九年愛知県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 あいち県民の日条例（令和四年愛知県条例第五十号）第二条第一項に規定する期間において愛知県教育委員会が定める日

別表愛知県立旭丘高等学校の項及び愛知県立瑞陵高等学校の項を次のように改める。

愛知県立旭丘高等学校	全 日 制 課 程	普通科	三六〇
		美術科	四〇
愛知県立瑞陵高等学校	全 日 制 課 程	普通科	二八〇
		食物科	四〇
		理数科	四〇

別表愛知県立愛知総合工科高等学校の項中
「先端技術科 一〇
産業システム科 募集停止」を「先端技術科 一
先端技術システム科 募集停止」

〇」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県立高等学校学則の一部改正新旧対照表

新

(休業日)

第四条 次に掲げる日は、授業を行わない日とする。ただし、校長は、必要があるとき、これを変更することができる。

一及び二 略

三 あいち県民の日条例（令和四年愛知県条例第五十号）第二条第一項に規定する期間において愛知県教育委員会が定める日

四 略

五 略

六 略

2 略

(学科及び入学定員)

第一条 各愛知県立高等学校（通信制の課程を除く。以下「高等学校」という。）

新

名称	課程	学科	入学定員 (人)
愛知県立旭丘高等学校	全日制課程	普通科 美術科	三六〇 四〇
愛知県立瑞陵高等学校	全日制課程	普通科 食物科 理科	二八〇 四〇 四〇
愛知県立明和高等学校の項から愛知県立名古屋工業科高等学校の項まで	略	略	略
愛知県立愛知総合工科高等学校	全日制課程	理工科 機械加工科	略

旧

(休業日)

第四条 同上

一及び二 略

三 略

四 略

五 略

六 略

2 略

の学科及び入学定員は、別表のとおりとする。

旧

名称	課程	学科	入学定員 (人)
愛知県立旭丘高等学校	全日制課程 (夜間)	普通科 美術科 普通科	三六〇 四〇 募集停止
愛知県立瑞陵高等学校	全日制課程 (夜間)	普通科 食物科 理科 普通科	二八〇 四〇 四〇 募集停止
愛知県立愛知総合工科高等学校	全日制課程	理工科 機械加工科	同上

愛知県立愛知商業高等学校の項以下略			
	専攻科		
	機械制御科 電気科 電子情報科 建設科 デザイン工学科 応用化学科 高度技術科 先端技術科	二〇 二〇 募集停止 二〇	

同上			
	専攻科		
	機械制御科 電気科 電子情報科 建設科 デザイン工学科 応用化学科 高度技術科 先端技術科 産業システム科 先端技術システム科	二〇 募集停止 二〇 二〇 募集停止 募集停止 募集停止	